

琉球大学学術リポジトリ

尚家文書「周九廟之図并円覚寺御廟之図」の研究（上）

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2020-10-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 前村, 佳幸, Maemura, Yoshiyuki メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/47093 |

尚家文書「周九廟之図并円覚寺御廟之図」の研究（上）

前村 佳幸*

A Study on The Figures and Texts of Syu dynastical Kyubyo and Onbyo in Ryukyus Enkaku-ji in the Collection of Syo Family (Part. 1)

Yoshiyuki Maemura

はじめに

「周九廟之図并円覚寺御廟之図」（以下、「御廟之図」ないし本資料と略す）は、国宝「琉球国王尚家関係資料」における第二三号文書として那覇市歴史博物館に保管されている。国宝指定前に国文学研究資料館により調査されたほか、その複製本が琉球大学附属図書館に収蔵されており、本研究では、那覇市歴史博物館側の理解の下、これを利用した。その主たる目的は、本資料テキスト全体の校訂と附図の整序、書き下しと典拠の確認を通して内容全体の把握を行い、状況に応じて行われてきた近世琉球の廟議に関する理解を深めることである。

「御廟之図」の構成は、「周九廟図」「周七廟図」「周大禘図」「周時禘図」「漢唐宋七廟図」「漢唐宋禘祭図」「元明大廟図」「晋六世七室図」「晋元帝時六世十廟図」「唐宣宗九代十一室図」と題する中国王朝の廟制に関する図が無題含め全一二点、朱熹や秦蕙田の言説に加えて、東晋や唐代における廟議の抜粹、孔継汾と族人との対話¹⁾、蔡德晋の「兄弟同昭穆論」、そして「兄弟異昭穆論」を経て、琉球廟制の「原議」に関する所論が述べられており、そこでは第二尚氏王統の開祖尚円王を中心にした神主の配置法が五点図示されている。この所論には「貴国」「愚意」「卑見」とあ

り、本資料の作成者がおよそ琉球人ではなく、しかも非公式的な立場にいたことを示唆している。また文章は全て漢文であり、上欄に語注が記され返り点と送り仮名が附されていることから、上里など久米村系以外の学識者や王府高官の参考に供されたものと推測される。「原議」では尚育王までが祭祀対象となっているので、作成されたのは最後の国王尚泰の時代である。

なお本研究においては、「御廟之図」の内容を「兄弟同昭穆論」と「兄弟異昭穆論」を境にして上下に分け、下の部分は別稿で取り上げる。理由としては、双方が異なる基準を示し二者択一の選択を要するものであり、内容も中国と琉球とで異なっており、相互参照の便をはかりたいと考えるからである。

本資料は、その「原議」が実際にどのような経緯をたどり、どのような結果をもたらしたのかどうかは別の問題として、王朝末期の琉球にも中国の複雑な廟議の論理が持ち込まれつつ、独自の決定がなされたことを意味している。

本稿における原文と原図は□で区別し白文正字体とし、原典を参照できる場合、校訂を行い校注を附した。略されている部分

* 琉球大学教育学部社会科教育専修所属

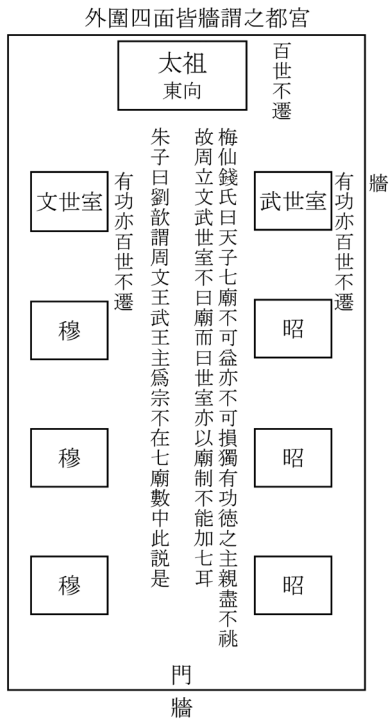


図 1-1 周九廟圖

周九廟之圖并圓覺寺御廟之圖
 【周九廟圖】【周七廟圖】九廟七廟二圖從朱子全集抄出九廟・七廟の二
 図、『朱子全集』^よ從り抄出す。外圍四面皆牆謂之都宮 外圍四面は皆な牆、
 之を都宮と謂う。
 梅仙錢氏曰天子七廟不可益亦不可損獨有功徳之主親盡不祧故周立文武世

は○で示している。その上で常用漢字主体の書き下し文と注を加えて
 いる。附图については、作図し直して通し番号を付し一部の文字は横組
 にしている。テキストと附图の掲示後、各部分に関する解説を七節に分
 けて行った。上欄の書き込みは○で示した。
 本資料は、徐乾学『読礼通考』と秦蕙田『五礼通考』⁽⁴⁾、そして官撰の『朱
 子全集』や『皇清經世文編』など清代の文献を抜粋している。⁽⁵⁾ 原文校閲
 においては、本資料の内容が『皇清經世文編』にどの程度依拠している
 のか確認することが必須であるが、本稿執筆時の世界的な感染症拡大に
 よる社会的状況のため『皇清經世文編』を閲覧することができなかった。
 この点、後日を期することを予め断っておきたい。

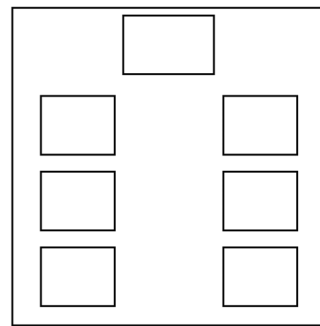


図 1-2 周七廟圖

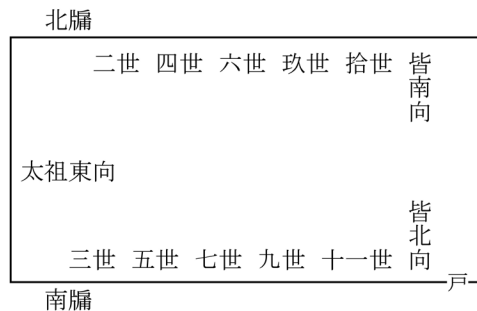


図 1-4 周大禘圖

室不曰廟而曰世室亦以廟制不能加於七耳
 朱子曰、謂周文武王爲宗不在七廟數中此說是
 梅仙錢氏曰く「天子七廟、益す可からず亦た損う可からず。独た功徳有
 るの主のみ親尽くれども祧さず。故に周は文・武の世室を立てて廟と曰
 わず、而ち世室と曰うも亦た廟制を以て七に加うこと能わざるのみ」と。
 朱子曰く「周が文・武王は宗為りと謂い、七廟の數中に在らざらむ、
 此の説は是なり」。
 【無題】此圖從崑山徐氏讀禮通攷抄出 此の図は崑山徐氏の『読礼通攷』
 從り抄出す。
 一世各爲廟一廟有門有堂有房有室有夾室有寢四面皆有牆 一世おのおの
 一廟を爲し廟には門有り堂有り房有り室有り夾室有り寢有り四面皆な牆
 有り。
 各廟之主皆在堂中西壁下東向 各廟の主は皆な堂中の西壁の下に在り東

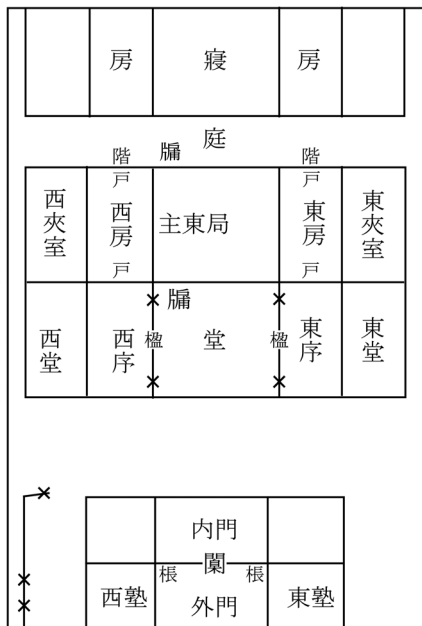


圖 1-3 無題
原図「寢廟辯名図」「天子諸侯廟制」

一世各爲一廟廟有門有堂有房有室有夾室有寢四面皆有牆

向す。

【周大禘圖】此圖從朱子全集抄出 此の図は『朱子全集』從り抄出す。

【周時禘圖】此圖從朱子全集抄出 此の図は『朱子全集』從り抄出す。

從 皇清經世文編抄出

朱子曰遷毀之序昭常爲穆穆常爲穆假令新死者當附昭廟則毀其高祖之廟而耐其主於左祧遷其祖之主於高祖之故廟而耐新死者於祖之故廟即當耐於穆者其序亦然蓋昭附則群昭皆動而穆不移耐穆則群穆皆移而昭不動

此諸侯五廟之制

昭穆之分自始封以下入廟之時便有定次後雖百世不復移易而其尊卑則不以是而可紊也故成王之世文王當穆而不害其尊於武王爲昭而不害其卑於文廟皆南向各有門堂寢室而墻宇四周焉外爲都宮

凡廟主在本廟之室中皆東向及其禘於太廟之室中則唯太祖東向自如而最尊之位群昭列於北墻下而南向群穆列於南墻下而北向

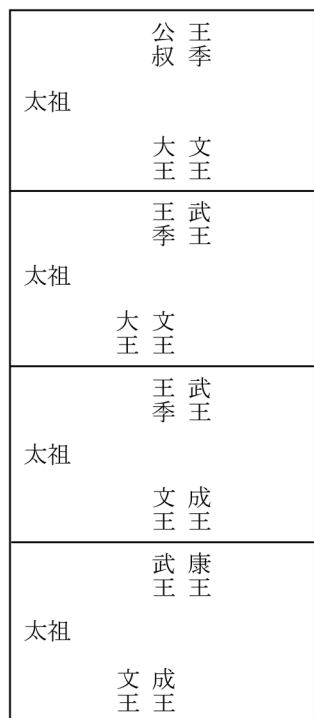


圖 1-5 周時禘圖

昭穆之不爲尊卑說已見前其大禘則始封以下以次相承亦無差舛故張璪以爲四時常祀各於其廟不偶坐而相臨故武王進居王季之位而不嫌尊於文王及合食乎祖則王季文王更爲昭穆不可謂無尊卑之序者是也但四時之禘不兼毀廟之主則有右無昭而穆獨爲尊之時餘竊以爲一昭一穆固有定次而其自相爲偶亦不可易但其散居本廟各自爲主而不相厭則武王進居王季之位而不嫌尊於文王及其合食於祖則王季雖遷而武王自當與成王爲偶未可以遽進而居王季之處也文王之爲穆亦虛其所向之位而已

〔遽、急也不循次第之謂〕

(一) 遷毀之序、原文「遷廟之序」に作る。『朱文公文集』卷六九「禘禘議」による。

(二) 新死者、原文「新死者之主」に作る。『朱文公文集』卷六九「禘禘議」による。

(三) 廟皆南向、以下の一文、『朱子全集』卷三九に見ゆ。

(四) 唯太祖東向、原文「惟」に作る。『朱文公文集』卷六九「禘禘議」による。

(五) 群昭列於北墻下、『朱子語類』卷九〇と同句。『朱文公文集』卷六九「禘禘議」は「群昭之入乎此者、皆列於北墻下」に作る。

(六) 群穆列於南墉下、『朱子語類』卷九〇と同句。『朱文公文集』卷六九「禘禘議」は「群穆之入乎此者、皆列於南墉下」に作る。

(七) 竊以爲、原文「竊謂」に作る。『朱文公文集』卷六九「禘禘議」による。

(八) 未可以遽進、原文「未可遽進」に作る。『朱文公文集』卷六九「禘禘議」による。

『皇清經世文編』従り抄出す。

朱子曰く「遷毀の序は、昭は常に昭爲り、穆は常に穆爲り、仮令い新たに死せる者当に昭廟に耐すべきも、則ち其の高祖の廟を毀ち、而うして其の主を左に於て耐し其の祖の主を高祖の故廟に於いて祧遷す、而うして新たに死せる者を祖の故廟に於て耐せば、即ち当に穆に於て耐すべき者、其の序も亦た然り。蓋し昭に耐せば則ち群昭は皆な動く、而れども穆は移らず、穆に耐せば則ち群穆は皆な移り、而れども昭は動かず。此れ諸侯五廟の制なり。

昭穆の分、始封より以下入廟の時、便ち次を定むる有る後、百世と雖ども復た移易せず、而うして其の尊卑は則ち是を以て而ち紊る可からざるなり。故に成王の世、文王は当に穆にして而ち其の尊を武に於て害わず、武王は昭爲りて而ち其の卑を文に於て害わざりき。

廟は皆な南向し各おの門堂・寢室有りて而ち四周を牆とし、外に都宮と爲す。

凡そ廟主は本廟の室中に在り皆な東向し、其の禘に及べば太廟の室中に於てし、則ち唯だ太祖のみ東向自如として最尊の位にあり、群昭は北墉下に於て列なり而うして南向し、群穆は南墉下に於て列なり而うして北向す。

昭穆の尊卑を為さざるは、説已に前に見ゆ、其れ大禘なれば則ち始封以下次相い承け亦た舛差無し。故に張璪以爲えらく、四時常祀は各おの

其の廟に於て偶坐せず而うして相い臨む。故に武王は王季の位に進居し、而れども尊を文王に於て嫌わず、合食に及ぶや、祖は則ち王季、文王は更ち昭穆を為せば尊卑の序を無みすと謂う可からざる者が是れなり。但し四時の禘は毀廟の主を兼ねずんば、則ち右有りて昭無く而うして穆独り尊爲るの時、余窃かに以爲えらく、一昭一穆は固より定次有り、而うして其れ自づから相い偶を爲して亦た易う可からず。但だ其の本廟に散居し各おの自ら主と爲りて相い厭わざれば、則ち武王は王季の位に進居し、而れども尊を文王に於て嫌わず、其の祖に於て合食するに及べば、則ち王季は遷ると雖ども而れども武王は自ら当成王と偶を爲し、未だ以て遽かに進みて王季の処に居る可からざるなり。文王の穆爲るも亦た其の向う所の位を虚にするのみ。

〔遽、急なり。次第（順序）に循らざるの謂なり〕

第一節 周九廟図・周七廟図および廟制図（仮題）

本図の元は、『朱文公文集』卷六九「禘禘議」の禘禘図であるが、掲載順が逆である。『朱子全集』卷三九でも韋元成の七廟図、劉歆の九廟図の順である。【周九廟図】における梅仙錢氏については確認できていない（図11）。【周七廟図】は空白であるが（図12）、太祖から見れば左が穆、右が昭である。左が文王、右が武王を祀る場所である。表題のない次の図（廟制図）を見ると、廟には前方に門、中央に堂、後方に寢があり、それぞれ左右に房・序・塾など小部屋がある。廟四辺は壁で囲まれている。堂が廟の主体であり、寢には故人の衣冠などが保管される。これらの廟すべてが南面し、主は東面している。この廟域が圍繞されており都宮と称したという。原図は『説礼通考』卷一二〇廟制下にあり、南宋の楊復が経書の『爾雅』『儀礼』に依拠して解説している。抜粋の図は簡素化されているが（図13）、それでも周の廟一棟一棟が広大な構成であつ

て、琉球人からすると円覚寺境内全域に相当すると認識されたのではないだろうか。⁷⁾

朱熹は周七廟と九廟の両方を検討のために並記している。どちらにせよ、文王・武王を祀る場所は「世室」であり廟数には入れない。四つか六つの昭穆の廟があり、新しい廟主のために后稷以降の古い廟主は「大廟（太廟）」に、文王・武王以降の廟主は「世室」に移される。太廟と「世室」は「百世不遷」として永遠に毀たれることがない。これが前漢の章元成と劉歆、そして鄭玄と王肅らに共通する認識として示されている。

第二節 周大禘図・周時禘図

周以来の宗廟における大祭が禘祭である。⁸⁾先君の大喪が明けてから行われる大禘では、「毀廟之主」と「未毀廟之主（群廟之主）」が太廟に集められ、東面する太祖の左右南北に神主が対面していたという（図1-4）。原図の昭穆では、世数ではなく不宙から幽王までが記されている。大禘とは別に四季定例（四時）の禘祭があり、これは「未毀廟之主（群廟之主）」だけで執り行い、太祖と文王・武王以外は、世代交替により祧廟していくことが示されている（図1-5）。もとの『朱子全集』巻三九（『朱文公文集』巻六九、「禘禘議」禘禘図）は、后稷から幽王までを昭穆に分けて示す世数図を元に、文王から幽王までを祭主とする七廟と九廟の図を掲載しているし、朱熹の「周時禘図」も文王から孝王の代までを図示し文王・武王が世室に入り七世ないし九世の廟が成立するまでを示すが、「御廟之図」では武王から昭王までの四代のみを抜粋に止めている（図1-5）。注目すべきは、成王の時に太王、昭王の時に文王の対面を空けて描いていることである。これは本資料における朱熹の引用文に即したもので、武王が父文王と祖父王季、曾祖父太王と高祖父公叔とを対偶させ、次に成王が即位して公叔が太廟に移ると太王と武王それぞれの対面を空

位にして、康王の時まで王季・文王父子が対面できるようにしたという説に照応するものである。もとの図は神主を寄せて対面させ形式的には整っているが、懿王を叔父の孝王が継いだ頃から即位序列と昭穆の位置とが合致しない「対偶偏枯」となることが指摘されている。⁹⁾「御廟之図」の作成者は、このことをよく認識しており琉球の廟議に関連づける意図があったようである。

【漢唐宋七廟圖】同殿異室以西爲上蓋取神道尚右之意
同殿異室は、西を以て上と爲す。蓋し神道右を尚ぶの意を取る。

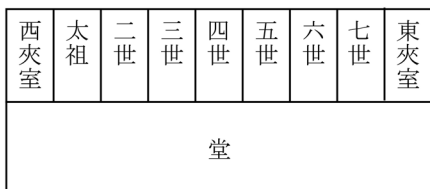


図 1-6 漢唐宋七廟圖

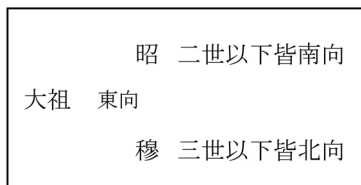


図 1-7 漢唐宋禘祭圖

【漢唐宋禘祭圖】朱子謂此禮當於室中行而今廟室狹小放於堂上行之始祖及諸穆廟之主坐後皆無所依非禮之正也¹⁰⁾

(一) 狭小、原文は「狹隘」に作る。『朱文公文集』巻一五「祧廟議」本朝太廟制」による。

(一) 放於堂上行之、原文は「故行於堂上」に作る。『朱文公文集』
卷一五「祧廟議狀 本朝太廟制」による。

(二) 非禮之正、原文は「非禮之至」に作る。『朱文公文集』卷一五「祧
廟議狀 本朝太廟制」による。

朱子謂えらく「此の礼まさに室中に於て之を行ふべし。今の廟室は狭小
にして、堂上に放ちて之を行ふ。始祖及び諸穆廟の主は後に坐して皆な
依る所無く、礼の正しきに非ず」と。

【元明太廟圖】自元祖建宗廟以太祖居中明因^(元)時^(明)□□太祖南向餘東西
向

元の祖より宗廟を建て太祖を以て中に居らしむ。明も之に因る。時享は
太祖南向し、余は東西に向く。

漢明帝永平十八年遺詔無起寢廟藏主於光烈皇后更衣別室

朱子曰漢承秦弊不能深考古制諸帝之廟各在一處不容合爲都宮以序昭穆後
漢明帝又欲遵儉自抑後世遂不敢加而公私廟皆爲同堂異室之制自是以來更
歷魏晉下及隋唐^(一)其間非無奉先思孝之君據經守禮之臣而皆不能有所裁正
其弊至使太祖之位下同孫子而更僻處於一隅^(二)既無以見其爲七廟之尊群廟
之神則又上厭祖考而不得自爲一廟之主以人情而論之則生居九重窮極壯麗
而沒祭^(三)一室不過尋丈甚或無地以容鼎俎^(四)而陰損其數孝子順孫之心於此宜
亦有所不安矣古制耐昭則穆不動耐穆則昭不動如今之法則每耐一室群室皆
遷^(五)

(一) 下及隋唐、原文「下及」無し。『朱文公文集』卷六九「禘祫議」
により補う。

(二) 裁正其弊、原文「其弊」無し。『朱文公文集』卷六九「禘祫議」
により補う。

(三) 以容鼎俎、「容」虫損。『朱文公文集』卷六九「禘祫議」により補う。

(四) 於此、原文無し。『朱文公文集』卷六九「禘祫議」により補う。

(五) 「古制」以下「不動」一四字、典拠不詳。
(六) 如今之法、以下、『朱文公文集』卷一五「祧廟議狀 本朝太廟制」
の一文。

漢明帝永平十八年、詔を遣し寢廟を起つこと無からしむ。主は光烈皇后
の更衣別室に於て藏す。

朱子曰「漢は秦の弊を承け深く古制を考うるに能わざりき。諸帝の
廟は各おのの一処に在り、合せて都宮を爲すを容れ、以て昭穆を序せず。
後漢明帝又た儉を尊び自ら抑えんと欲し、後世遂に敢て加えず、而うし
て公私の廟は皆な同堂異室の制を爲す。是れ自り以來、魏・晋を更歴し
下りて隋・唐に及び（其の間、先を奉り孝を思ふの君、經に抛り礼を守
るの臣無きに非ず、而れども）皆な其の弊を裁正する所有^たつ能わず、太
祖の位をして下に孫子と同うし而うして更に一隅に於て僻處せしむるに
至り、（既に以て其の七廟爲るの尊を見ること無く、群廟の神、則ち又
た上に祖考を厭い、而れども自ら一廟の主と爲るを得ず、人情を以て而
して之を論ずれば、則ち九重に生居し、窮極壯麗にして、而れども一室
に沒祭^(一)）、一室尋丈を過ぎず、甚だ或いは地の以て鼎俎を容るること
無く而うして陰に其の数を損い、孝子順孫の心、此に於て宜しく亦た安
んぜざる所有り。古の制、昭に耐せば則ち穆は動かず、穆に耐せば則ち
昭は動かず。今の法の如きは、則ち一室に耐する毎に而ち群室皆な遷
る。

第三節 漢唐宋七廟圖・漢唐宋禘祭圖・元明太廟圖

後漢の永平一八年（七五）以降、宗廟は一棟のみ建立されるように
なり、「同堂異室」となり、西から東へと神主の室を分けて奉安した
が（図16）、禘祭を執り行う際には室から堂上に取り出され周と同じく
配置された（図17）。これだと、「毀廟之主」は西夾室を祧廟として移し、

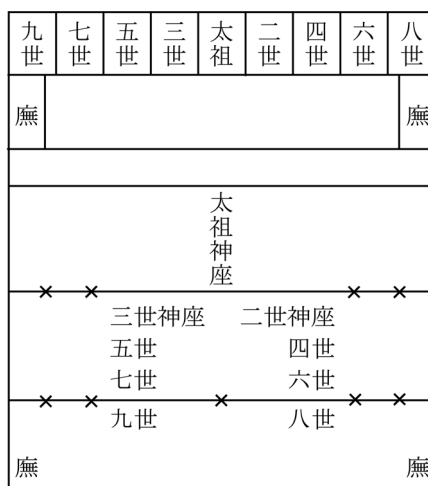


図 1-8 元明太廟圖

兄弟の場合、先君を東夾室に留置しておくこともできるが、新たに神主が東側の廟室に入ると「百世不遷の主」も含めて東から西側へと移動させなければならぬ。太祖以降の廟室を世代ごとの廟に見立てており交互に昭穆とせざるを得ないので、神主の移動により昭穆が変わることになる。世代交替により神主と祭主の続柄も変化するので、昭穆も変化していくのである。【漢唐宋七廟図】には、「西を以て上と為す。蓋し神道右を尚ぶの意を取る」とあるが、朱熹は「西を以て上と為すの制、而ち左昭右穆の次無く、一たび通遷する有れば、則ち群室皆な遷り、而うして新たに死者は当に其の禰の故室に入るべし。此れ乃ち礼の大節、古と同じからず、而うして礼を為す者猶お祖父に執耐するの文のごときは、意義無きが似し」と指摘している¹¹⁾。また、太廟が単独で存在せず、狭い場所に神主を集めて儀礼を行うのも「非礼」であり、こうした点も

朱熹は強く批判するが、宋朝も「同堂異室」なので、具体的にはこれを前提とした上奏を行わざるを得なかった¹²⁾。

元の宗廟制度は、クビライが祖父チンギスハンを太祖として上都の太廟に祀つたことに始まる。至元二年（一二八四）に竣工した大都の太廟は、「前廟後寢」で正殿が東西七間に広がり当初は七室だった。その建立にあたっては、「都宮別殿」と「同堂異室」とが論点となった。前者は周の七廟・九廟と同じく一世ごとに廟を建立する。全ての廟が南面し（図1-1・図1-2）、それぞれ壁で囲まれているので（図1-3）、「昭は穆に見えず、穆は昭に見えない」のである。尊卑の序列は太廟における祭祀の際の神主配置で示される（図1-4）。「祖宗を尊ばんと欲せば」前者に尽き、「儉約を崇ばんと欲せば」後者に尽き、結局のところ、「同堂異室」が採用されたが、【元明太廟図】に示されるように、神主の配置方法が異なる。つまり、南面する太祖を中軸にして東（左）が昭となりクビライの父トルイ（睿宗）が位置し、西（右）は穆として世祖クビライの位置となった。こうして「東は右を以て上と為し」「西は左を以て上と為し」、太祖に近い方が尊位となり、また「兄弟は共に一世と為し」て世代ごとに太祖の左右の室に交互に配される法式となった（図1-8）。英宗シツディパーラ治世末の至治三年（一二三三）には改築を行い、前方に新しい正殿を拡張し、旧正殿を寢殿とした。元の寢殿は日頃神主を安置している場所であり祧廟ではない。親尽きた神主を移すための西夾室と予備的な東夾室が設けられた。

明の太祖は、宋太祖と同じく高祖父とその配偶者から亡父母までを皇帝皇后に追号して四親廟を建立した¹³⁾。特筆すべきは、高祖父の廟を中央に東西に曾祖父以下の廟を建て左右四棟を圍繞する都宮様式であったことである。これは、四合院の大邸宅に同居しているも、実際には世帯ごとに房（部屋）に分かれて暮らしている觀念を反映しているのであろう。

しかし、王朝としては太祖以降は七廟九廟に移行しなければならず、「同堂異室」が踏襲された。永樂帝が北京に遷都したので、太廟は嘉靖帝（位一五二二〜一五六七）の時代に南京の廟域が炎上するまで二箇所に存在していた。嘉靖帝（世宗）は、その再建は行わず、宗廟を都宮様式として太祖廟の背後に祧廟を設けた上で太祖の四親を移そうとした。この廟域が火事に遭い、「同堂異室」に戻ることで明朝の廟制が初めて確定したと『明史』はいう。元朝と異なるのは、東西に夾室は設けず、寢殿の背後に祧廟を設けて神主を全て南面させ、禘祭では太祖以下は東西で対面させるようにしている点であろう（図18）。太祖の左右を昭穆とすると、九世以降、太祖の左右そばの神主を祧廟に移し詰めていくので、やはり片方の神主全体を移していくしかないし、太祖の左右どちらかを尊位にする、左右を入れ替えなければならない。しかし、このような操作をさらに困難にするのが、父子継承以外の事態、すなわち兄弟間、従兄弟間、祖父から孫、甥からオジへの継承の場合、君主の昭穆をどのように位置づけるのかという問題である。嘉靖帝と先代正徳帝（武宗）との間柄は従兄弟であり、先代が頓死し兄弟も子もいないので、即位したのであったが、武宗の父弘治帝（孝宗）から生前に嗣子として継承者候補とされていなかった。このような経緯で皇帝となった嘉靖帝の意向を背景に実父の呼称と太廟における扱いをめぐる「大礼の議」と呼ばれる論争が生じた。

【孔繼汾の昭穆論（仮題）】

孔繼汾論昭穆曰凡昭主穆主初祔皆納右室易世乃迭遷而左此孔氏家廟之舊式也蓋古者諸侯五廟大夫三廟皆同宮異廟故昭常爲昭穆常爲穆自後世變爲同堂此禮之不行也久矣

乾隆十年夏六月今宗子將祔考於廟客有爲^(明)□昭常穆之說者宗子予姪孫也

質於餘

餘曰今古異宜當一如舊式遷汝高祖及祖之主於左遷汝曾祖之主於右而祔汝父之主於最西之一室

言未既客詰餘曰古者昭常爲昭穆常爲穆雖百世不可改也如子之說其如昭穆之□何奈

曰此古者同宮異廟之禮非後世同堂異室之禮也考古廟制外爲都宮太祖居中昭穆以次分列左右廟皆南向主則東向及其禘祭於太祖之廟則惟太祖仍東向群昭之主皆列於北^(明)□下南向群穆之主皆列於南墉下北向三代之制固如是蓋惟主各異廟昭不見穆穆不見昭然後祔必以班昭常爲昭穆常爲穆內既有以各全其尊外始可以不失其序自漢明帝變亂古禮創爲同堂異室之制魏晉因之遂不能革此昭穆之所由紊也若欲強復古典勢必有以子躋父之嫌常昭常穆可也以子躋父則不可也況昭之爲言昭也穆之爲言深遠也此以禘祭時南向北向之位而言之也今太祖既不循東向之位是所謂昭穆者已乖南北之義矣徒執古禮之虛名而亂位次之定序恐言禮者所不敢出也

客曰子不聞朱子議禘祭之說乎朱子曰設高祖有時而在穆則高之上無昭而特設位於祖之西禰之下無穆而特設位於曾之東則無僭越之嫌而不失昭穆之序毋乃不謬於禮與

餘曰勢不能也禘祭者一時之事主古暫移位或可以特設若宗廟所以妥神靈也屋楹既不可以妄增位更於何地特設且客既知有特設位之禮是已明同堂之不可以子躋父餘向者之言益非無據矣

客曰然則異室不猶夫異廟乎

餘曰異室不同祔實同堂也夫主之有祔也猶人之有席也今有子席於上父席於下者而曰我與父異席勿僭父也可乎孝子事死如事生事亡如事存生者存者不敢僭父之席死者奚敢僭父之祔乎今之非禮不在昭穆而在同堂蓋同堂則必不可以序昭穆序昭穆則必不可以同堂而今日之事欲不同堂又不能也然則常昭常穆者禮之經而昭穆互遷者乃事之權也經之不可執而特出於權是則餘

之苦心也夫客乃無以應而廟序互遷如故

〔○馮○漢唐宋以上太祖主皆東向元明以後改爲居中南面太祖東向則昭皆南面穆皆北面至改爲中則昭居左穆居右乖違也〕

〔祔、藏主之龕〕

〔僭、越分也〕

孔繼汾、昭穆を論じて曰く、「凡そ昭主穆主は初めて祔せば皆な右室に納め、世を易えれば乃ち迭いに遷し而うして左たり。此れ孔氏家廟の旧式なり。蓋し古は諸侯五廟・大夫三廟皆な同宮異廟なり。故に昭は常に昭爲り、穆は常に穆爲り。自後、世変り同堂と爲す。此れ礼の行われざる事久し」。

乾隆十年夏六月、今の宗子將に考を廟に於て耐さんとす。客に常昭常穆の説を爲す者有り。宗子は予の姪孫（繼汾の父・叔伯父の玄孫）なり。余に質す。

余曰く「今古宜しきを異にす。当に一に旧式の如くすべし。汝が高祖及び祖の主を左に於て遷し、汝が曾祖の主を右に於て遷し、而うして汝が父の主は最西の一室に於て耐さん」

言未だ既きざるに、客余に詰いて曰く「古は昭は常に昭爲り、穆は常に穆爲り、百世と雖ども改む可からざるなり。子の説の如くすれば、其れ昭穆の口の如きは何奈」

曰く「此れ古は同宮異廟の礼なり、後世の同堂異室の礼に非ざるなり。古の廟制を考うれば、外に都宮を爲し、太祖は中に居り、昭穆は次に於て左右に分列し、廟は皆な南向し、主は則ち東向し、其れ太祖の廟に於て祔祭するに及べば、則ち惟だ太祖のみ仍りて東向し、群昭の主は皆な北墻の下に於て列なり南向し、群穆の主は皆な南墻の下に於て列なり北向す。三代の制、固より是くの如し。蓋し惟れ主各おの廟を異にし、昭は穆を見ず、穆は昭を見ず、然る後に耐するに必ず班を以てし昭は常に

昭爲り、穆は常に穆爲り。内には既に以て各おの其の尊を全うする有り、外には始めて以て其の序を失わざる可し。漢の明帝、古礼を變亂せし自ら、創りて同堂異室の制を爲し、魏・晋之に因り、遂に此を革むること能わず、昭穆の由る所察るるなり。若し強いて古典を復さんと欲せば、勢い必ず子を以て父を躋ゆるの嫌有り。常昭常穆は可なるか、子を以て父を躋ゆ、則ち不可なるか。況んや昭の言を爲すは昭なり、穆の言を爲すは深遠なり。此れ祔祭の時を以て、南向北向の位とす、而ち之を言うなり。今、太祖既に東向の位に循らず、是れ所謂昭穆とは已に南北の義に乖るなり。徒らに古礼の虚名を執り、而れども位次の定序を乱す。恐らくは礼を言う者の敢て出さざる所なり」

客曰く「子、朱子祔祭を議するの説を聞かざるか。朱子曰く、設し高祖時有りて而ち穆に在れば、則ち高の上に昭無し、と。而れば特に位を祖の西に於て設け、禰の下に穆無く、而れば特に位を曾の東に於て設くれれば、則ち僭越の嫌無く、而うして昭穆の序を失わず、乃ち礼に於て謬たざること母からんか」

余曰く「勢い能わざるなり。祔祭は一時の主に事うるに、古は暫らく位を移し或いは以て特設す可し。宗廟の若きは以て神靈を安んずる所なり。屋楹既に以て妄りに増す可からず。位は更に何なる地に於て特設せん。且つ客既に特に位を設くるの礼有るを知る、是れ已に堂を同うすることの子を以て父を躋う可べからざることを明らかとすなり、余が向者の言、益 抛る無きに非ざるなり」

客曰く「然らば則ち異室は猶お夫れ異廟のごとからざるか」

余曰く「室を異にすれば祔を同じくせず、実は堂を同じくすなり。夫れ主の祔有るや、猶お人の席有るがごときなり。今、子上に席し父下に席するもの有り、而うして曰く我れ父と席を異にして父を僭ゆること勿るや可けんや、と。孝子死二事フルコト生二事フルガ如く、亡二事フルコ

ト存二事フルガ如シ(三)。生者存者敢て父の席を僭えず、死者奚くんぞ敢て父の昭穆を序つづべ可からざらん。昭穆を序べれば則ち必ず以て堂を同じくす可からず。而れども今日の事は堂を同じくせざるを欲して又た能わざるなり。然れば則ち常昭常穆とは礼なり。礼の経は而ち昭穆互いに遷るは、乃ち事の権なり。経の執る可からず而うして特に権より出づ。是れは則ち余の苦心なり。夫れ客乃ち以て応ずること無かれ、而れども廟序互いに遷ること故の如くせよ」

〔□□漢唐宋以上、太祖の主は皆な東向す。元明以後、改めて中に居りて南面を爲し、太祖は東向すれば、則ち昭は皆な南面し、穆は皆な北面し、改めて中爲るに至れば、則ち昭は左に居り穆は右に居り乖違するなり。〕

〔祔、藏主の龕なり〕

(一) 常昭常穆、『文献通考』卷九一宗廟考「朱子論古今廟制」を参照。

(二) 典拠不詳。朱熹は陸田の「覆令甲為右穆、乙為左昭、以系父子之序乎」という認識を誤りとし、甲(父)が祖父との続柄で穆であれば、乙(子)は昭になるのであり、昭穆と父子の尊卑とが常に一致しないことを指摘している。『朱文公文集』卷六九「禘祫議」を参照。

(三) 『中庸』第一章「事死如事生、事亡如事生者存、孝之至也」。

第四節 孔継汾の昭穆論について

ここで孔家の慣例として示されているのは、家統の始祖の左右に高祖父から亡父までの四神主を安置するとして、その左右(東西)に祖父と孫の続柄でペアで配置される。高祖父退廟後は、己は祖父とともに右側に並び、亡父はその祖父、祭主(己の子)からすると高祖父になる元曾

祖父とともに左に移動し、世代交替のたびに左右に移動することであったようである。その経学的な根拠は薄弱なものの、当今の法式としては、最も礼に適うという認識である。これに対して、新たに祭主となる族人は、朱熹の所説に依拠した法式を見いだそうとしている。

朱熹は、北宋の元豊元年(一〇七八)における張璪・何洵直と陸佃の説について、昭穆には尊卑があり世代交替により神主の昭穆が移り替わるとする陸佃を難としている。朱熹によれば、昭穆そのものは相対的な位置関係でしかなく尊卑を意味しないので、父が穆ならば昭であり、文王の兄太伯や虞仲が彼らの共通の父太王の「父」となり、文王が周公らの「子」になるわけがないように、昭穆によつて尊卑があべこべになるというようなものではない¹⁷。それは、かつて昭・穆の廟が太祖の廟の左右東西に独立しており、北から南にかけて尊卑が示されており(図11)、禘祭の時には太祖の廟で東向する太祖の左右南北に対面していたことに由来することを忘れた認識なのである。

しかし、同堂異室の廟制において、太祖を中央にして高祖父を神主側から見て左に奉ずれば、亡父の神主は右端に安置することになる。神主の位置を動かさない「常昭常穆」の法式だと、己の神主は廟から出る父の高祖父の位置を占め、己の父はいつまでも下座につくことになる。このような僭越非礼を避けるためには、席替えと同じように尊位へと神主の位置を変えていくべきである。昭穆そのものが尊卑を意味するわけではないが、同堂異室の廟制では、神主の昭穆が不変であれば、尊卑を明確にして敬うことができない。これが乾隆十年(一七四五)における族人との問答で孔継汾が言っていることの趣旨である。ただ、同堂異室でも『元明太廟図』のように南面する太祖の左右交互に神主を配置し(図18)、古い神主が占めていた位置に詰めれば、昭穆そのものは変わらない。『中山伝信録』の図(一七一九年)によれば、舜天を中央に配する崇元

寺先王廟では神主は左右に広がっていくだけである。しかし、円覺寺御照堂（太廟）では尚円王と尚真王を軸に位置を大きく移動させなければならぬ。¹⁸「御廟之図」で孔繼分の言説を抜粋する目的とは、これを正當化するためなのか、あるいは変更するためであろうか。

【晉六世七室圖】

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----|--------|----|--------|----|-------|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 東夾室 | 文帝 宣帝子 | 六世 | 宣帝 宣帝子 | 五世 | 京兆 太祖 | 四世 | 穎川 | 三世 | 章郡 | 二世 | 征西 | 一世 | 西夾室 |
|-----|--------|----|--------|----|-------|----|----|----|----|----|----|----|-----|

武帝受禪追祭征西府君章郡府君穎川府君京兆府君與宣皇帝景皇帝大皇帝

圖 1-9 晉六世七室圖

爲三昭三穆是時宣皇未升太祖虛位所以祠六世并景帝爲七廟 晉禮志
宣帝即三國志司馬懿得國之始祖景帝司馬師文帝司馬昭皆懿之子武帝名炎昭之子始受魏禪而有天下以宣帝爲太祖○未升者征西以下四世親皆未盡故宣帝不得遽升爲太祖也景文兄弟合爲一世同昭穆也俟禫至京兆方立宣帝太祖廟
武帝禫を受くるや、征西府君・章郡府君・穎川府君・京兆府君を追祭し、宣皇帝・景皇帝・大皇帝と与に三昭三穆と爲す。是の時、宣皇未だ太祖に升さず位を虚にし、以て六

世並びに景帝を祀り七廟と爲す所なり。

晋礼志 宣帝は即ち三國志の司馬懿にして国を得るの始祖なり。景帝は司馬師、文帝は司馬昭みな懿の子なり。武帝名づくること炎、昭の子にして始めて魏より禫を受けて天下を有ち、宣帝を以て太祖と爲す。○未だ升さざる者は征西以下、四世親皆な未だ尽きず。故に宣帝擲に升せて太祖と爲すを得ざるなり、景文兄弟は合せて一世と爲し、昭穆を同じくするなり。京兆の禫至するを俟ちて、方めて宣帝太祖廟を立つ。

【晉元帝時六世十廟圖】

武帝崩遷征西惠帝崩遷豫章尋以登懷帝之主又遷穎川元帝太興三年太常恒言今上承繼武帝而廟之昭穆四世而已愚謂廟室當以容主爲限母拘常數殷世有二祖三宗若拘七室則當祭禰而已推此論之宜還復豫章穎川以全七廟之禮於是乃更定廟制還復豫章穎川於昭穆之位而惠懷愍三帝自從春秋尊卑之義在廟不替也

驃騎長史溫嶠議惠懷愍於聖上以春秋而言因定先後之禮夫臣子一例君父敬同然非繼體之數也太常恒所上嶠謂是宜太常賀循以爲禮兄弟不相爲後不得以承代承世

又曰主之迭毀以代爲正下代既升上代乃遷若兄弟相代則共是一代昭穆位同不得兼毀二廟溫嶠又曰今兄弟同代已有七帝若以一帝爲一代則當不得祭於禰乃不及庶人之祭也至廟室已滿大行皇帝當登正室又不宜下正室之主遷之祫位自宜增廟

元帝崩則豫章復祫元帝神位在愍帝之下

溫嶠曰先帝平康北面而臣愍帝及終而升上懼所以取議於春秋（今所論太廟坎室容神主不耳而下愍帝於序此爲違尊尊之旨愍帝猶子之列不可爲父與兄弟之不可一耳）案（魯）閔公僖公兄弟也而傳子雖齊聖不先父食如此無疑愍帝不宜居先帝上也（今唯慮廟窄更思安處宜令得並列正室）

秦蕙田曰晉宗廟祫遷之禮屢議而未得其當惟賀循建議廟以容主爲限無拘常數並祭惠懷愍而復豫章穎川坎室有十蓋古人異廟晉則同廟而異室世不可缺不得不加坎

(一) 太常恒、「恒」虫損。『晋書』卷一九、礼志上により補う。

(二) 以上の文、『晋書』卷一九、礼志上。

(三) 聖上以春秋而言、七字虫損。『通典』卷四八「兄弟相繼藏主室」により補う。

| | | |
|------|-----------|------------------|
| 愍帝 | 元帝姪 | |
| 懷帝 | 元帝兄 | 禰父廟也 |
| 惠帝 | 元帝兄 | |
| 武帝 | 元帝從 伯父 | 禰廟 |
| 文帝 | 武帝父 | 祖廟 |
| 景帝 | 武帝伯父 | |
| 宣帝 | | 曾祖廟 |
| 京兆府君 | | 高祖廟 |
| 穎川府君 | | 令假如也 (令ハ仮如ナリ) |
| 豫章府君 | | |

図 1-10 上 晉元帝時六世十廟圖

| | | | | | | | | | |
|------|-----|-------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 元帝 | | | | | | | | | |
| 愍帝 | 元帝姪 | | | | | | | | |
| 懷帝 | 元帝兄 | | | | | | | | |
| 惠帝 | 元帝兄 | 平康謂 生而安平 之日 | | | | | | | |
| 武帝 | | | | | | | | | |
| 文帝 | | | | | | | | | |
| 景帝 | | | | | | | | | |
| 宣帝 | | | | | | | | | |
| 京兆府君 | | | | | | | | | |
| 穎川府君 | | | | | | | | | |

(平康ハ生キナガラニシテ安平ノ日ヲ謂フ)

図 1-10 下 晉元帝時六世十廟圖

- (四) 繼體之數、原文「繼體之教」、『通典』卷四八「兄弟相繼藏主室」による。
- (五) 以上の文、『通典』卷四八「兄弟相繼藏主室」。
- (六) 以上の文、『晋書』卷一九、礼志上。
- (七) 以上の文、『晋書』卷六八、賀循伝。
- (八) 不得以承代承世、典拠不詳。
- (九) 以上の文、『通典』卷四八「兄弟不合繼位昭穆議」東晋(建武中)。
- (一〇) 今、原文「令」に作る。『通典』卷四八「兄弟相繼藏主室」による。
- (一一) 若、『通典』卷四八「兄弟相繼藏主室」による。原文にこの字なし。

- (一二) 以上の文、『通典』卷四八「兄弟相繼藏主室」(「明帝崩」以下)の文。
- (一三) 『晋書』卷一九、礼志上。
- (一四) 魯閔公僖公兄弟、原文「閔公僖公之弟」に作る。『通典』卷四八「兄弟相繼藏主室」による。
- (一五) 以上の文、『通典』卷四八「兄弟相繼藏主室」(為王導答薛太常書)。
- (一六) 祧遷之禮、原文「祧遷之制」に作る。『五礼通考』卷七九による。
- (一七) 古人異廟、「異」俗字。『五礼通考』卷七九により正す。
- (一八) 不得不加、原文「故不得不加」、『五礼通考』卷七九に「故」字なし。
- 武帝崩するや、征西を遷す。惠帝崩するや、予章を遷す。尋いで懷帝の主を登すを以て、又た穎川を遷す。元帝太興三年、太常恒言えらく「今上、武帝を承繼し而うして廟の昭穆は四世のみ。愚謂えらく、廟室は当に容主を以て限と為し、常數に拘わること母し。殷の世に二祖三宗有り。若し七室に拘われれば、則ち祭に当りては禰のみ。此を推して之を論ずれば宜しく予章・穎川を還復し以て七廟の礼を全うすべし」と。是に於て乃ち廟制を更定し、予章・穎川を昭穆の位に於て還復し、而うして惠・懷・愍三帝は自ら春秋が尊卑の義に従り、廟に在りて替てざるなり。
- 驃騎長史温嶠議するに「惠・愍は聖上に於けるや春秋を以てし因りて先後の礼を定む。夫れ臣子は一例にして、君父の敬は同じ。然るに繼體の數に非ず。太常恒の上る所、嶠謂えらく是れ宜し」と。
- 太常賀循以為えらく「礼は兄弟相繼後と為らず、代を承くるを以て世を承くるを得ず」と。又た曰く「主の迭毀は代を以て正と為し、下代既に升せば、上代は乃ち遷る。若し兄弟相繼一代なれば、則ち共に是れ一代なり。昭穆の位は同じく、二廟を兼毀するを得ず。

温嶠又た曰く、「今し兄弟同代已に七帝有り、一帝を以て一代と為せば、則ち当に禰を祭るを得ざるべく、乃ち庶人の祭に及ばざるなり。廟室已に満つるに至り、大行皇帝（明帝）は当に正室に登り、又た宜しく正室の主を下し之を祧位に遷すべからず。自ら宜しく廟を増し、元帝崩すれば則ち予章復た祧し、元帝の神位は愍帝の下に在るべし」と。

温嶠曰く「先帝、平康は北面して愍帝に臣たり。終るに及び而ち上に升せば、以て議を春秋に取る所を懼る。（今論する所の太廟坎室、神主を容るるのみならず、而下愍帝序に於て、此れ尊尊の旨に違うを為す。愍帝猶子の列、父と為す可からず、兄弟の不可なると与に一なるのみ）案ずるに（魯の）閔公は僖公の兄弟なり、而うして伝に「子ハ齊聖ナリト雖ドモ父ニ先ダチテ食ハズ」とあり、此くの如く疑い無ければ、愍帝は宜しく先帝の上に居るべからず。（今、唯だ廟の窄きを慮り、更に安き処を思えば、宜しく正室に並列せしむるを得べし）」と。

秦蕙田曰く「晋の宗廟祧遷の礼、屢議し而れども未だ其の当を得ず。惟だ賀循の建議のみ、廟は容主を以て限りと為し常數に拘わること無く、恵・懷・愍を並祭して予章・潁川を復し坎室十有り。蓋し古人は廟を異にす。晋は則ち廟を同うして室を異にし、世欠く可からずんば、坎を加えざるを得ず」と。

(一) 『史記』礼書「鼂錯」数諫于孝景曰、諸侯藩輔、臣子一例、古今之制也。今大国専治異政、不稟京師、恐不可傳後。

(二) 『孝經正義』土章第五（疏）「君父敬同、則忠孝、不得有異言、以至孝之心事君必忠也」。

(三) 太興三年（三二〇）の廟議、『晋書』卷一九、礼志上參照。

(四) 「明帝崩（三二五年一〇月一八日）」以降の文。『通典』卷四八「兄弟相繼藏主室」。

(五) 『春秋左氏伝』文公二年「子雖齊聖不先父食及」。

(一六) 「為王導答薛太常書（三二二年）」、『通典』卷四八「兄弟相繼藏主室」參照。

第五節 晋六世七室図・晋元帝時六世十廟図

この部分では、「同堂異室」について晋と唐に遡り、皇帝とその先祖と廟室との関係について具体的な事例を紹介している。晋では、魏から禪を受けた武帝（司馬炎）が祖父司馬懿を宣帝として追尊し、宣帝の高祖父征西府君までを太廟に祀った。武帝は父に加えて伯父を景帝としたが、【晋六世七室図】は文帝・景帝兄弟は同じ一世と見なして七廟であることを示す（図19）。当時は宣帝の高祖父から数えて「三昭三穆」であつたが宣帝は「太祖」とされていなかった。武帝入廟により征西府君が太廟から移されたが、武帝が太祖になつたわけではなく、太祖は「虚位」のままであつた。それでも、これ以降の世代交替により、予章府君（章郡）、潁川府君、京兆府君も同じように扱われる定めであるが、西晋では動乱により恵帝・懷帝兄弟と彼らの甥の愍帝が連続して即位したものの短命に終わった。

武帝の甥にあたる司馬睿（後の元帝）が江南で王朝を再興したが、その際には宗廟の再建が急務であつた。当初は、恵・懷二帝をそれぞれ一世として予章府君・潁川府君を移すことが論点となつた。宣帝を不祧の祖として位置づけたので、京兆府君までが毀廟の対象であつた。【晋元帝時六世十廟図】では、京兆府君以降、景帝・文帝、恵帝・懷帝兄弟をそれぞれ一世とし、愍帝を加えて「六世」となっており、全部で十室あるので予章府君・潁川府君の神主も残留している状況を示している（図10上）。元帝は武帝の次世代であるけれども、甥の愍帝の臣下という立場であつたので、愍帝の隣の廟室に奉安されており、潁川府君を含めて十室を満たしている（図10下）。ここでは、天子七廟が七世代の廟では

なく、実際には同じ室内において室で区分けする形式となっており、室は廟ではないので適宜追加できるという太常賀循の言説が示されている。

「御廟之図」の文は、三二一七年から三二二五年までの時系列が錯綜している。賀循の言辭にも違いがある。「七室の外に於て仮に一神位を立てるを得ず」とは、建武元年（三二一七）、中原に愍帝が君臨している前提で恵帝・懐帝を祀ると、潁川府君を合わせ八位になることの不可を指摘し、「既に八神有れば、則ち七室の外に権に一位を安んぜざるを得ざるなり」とは、太祖は無く、懐帝を除く四親が六位あるので、予章・潁川二府君を合わせた八位に愍帝の神主が加わる元帝即位後のことである。景帝・文帝を太廟で祀ることは武帝の定めた不変のことであるが、恵帝・懐帝兄弟の扱いは流動的であった。景帝・文帝と同じく、それぞれ一代一世とみなし、予章府君と潁川府君を同時に移すと、五世七神主の七廟となる²⁰。また、兄弟間での継承を認めず懐帝が武帝を継いだとみなし恵帝を別廟で祀れば、潁川府君を残しても七室イコール七廟で済むのである。賀循は王肅の説に依拠して、元帝が武帝を直に継いだとし、恵帝・懐帝・愍帝を別廟で祀れば、予章府君と潁川府君は元帝の六世五世の祖として残留できると主張した。太祖の廟に加えて天子の父祖四世代の神主を奉安する四親廟を基本として、功德により二宗を祀るといのが王肅の説であり、周では文王・武王が百世不遷の主として七廟を構成したという（図11）。これで七世九室の「七廟」となるが、懐帝・愍帝入廟で八世十室となる。王肅の説では文王・武王が太祖の子孫であるのに対し、予章府君・潁川府君は宣祖の父祖であり、しかも特段の功績が主張できたわけでもなく、百世不毀の主ではなかった点が大きく異なる。

太興二年（三一九）に賀循が亡くなり、翌年正月の詔勅による廟議では、朝廷の実力者王導の支持を得た太常華恒と温嶠の主張が認められ、

恵帝・懐帝兄弟も同じ一世として室を分けて太廟で祀ることになった。²¹「御廟之図」で温嶠の言説は明帝の歿後（三二二五年）、元帝の没時（三二二一年）の文が転倒して抜粹されており、兄弟はそれぞれ一世とせず、室をもつて分けるので、七廟七室にこだわる必要がないことを確認するものとなっている。兄弟をそれぞれ一世とすると、場合によっては亡父さえ祀ることができなくなるという温嶠や賀循の言説には切実感がある。²²

なお、明帝入廟・潁川府君退廟で七世十室となった。その子成帝の後を弟の康帝が嗣いだが、「兄弟一世」ということで京兆府君は残留した。そして、康帝の子穆帝が夭折したので、従兄弟の哀帝・廢帝（成帝の子）が継承した。この三帝も同一世代なので、次の世代では京兆府君が移されるはずであった。しかし、廢帝の後に擁立されたのが、元帝の末子で成帝・康帝の叔父にあたる簡文帝であった。簡文帝即位により、太廟では己の二世代下の天子の神主を祀るのにもかわらず、明帝が祀っていた予章・潁川二府君の神主を戻したのである。東晋の皇帝の多くは幼年若年で即位し無力で長生できなかったが、王朝としては九〇年近く存続したので、「兄弟及」の事案が多く、南朝のなかでも朝廷における国家祭祀をめぐる議論は活発であった。それが唐初に編纂された正史『晋書』の礼志や歴代典章制度の書である『通典』に反映されている。結果として、晋では周七世の廟制は実現できなかったのであるが、同堂異室の廟制について慣例ができた。それは、一神主ごとに室を設けること、それが七つ以上でも問題ないということである。そして、賀循の主張は兄弟それぞれを「正代」として区分しないことの論拠として位置づけられていく²³。

【唐宣宗九代十一室圖】

武宗崩皇太叔宣宗立禮儀使奏武宗昭肅皇帝附廟并台祧遷者伏以兄弟不

| | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----|--------|--------|--------|-----|-----|----|----|----|----------|----------|----|-----|
| | 東夾室 | 武宗 穆宗子 | 文宗 穆宗子 | 敬宗 穆宗子 | 穆宗 | 憲宗 | 順宗 | 德宗 | 代宗 | 太宗 平天下不祧 | 高祖 得天下不祧 | 太祖 | 西夾室 |
| | | 宣宗姪 | 宣宗姪 | 宣宗姪 | 宣宗兄 | 宣宗父 | 祖 | 曾祖 | 高祖 | | | | |

図 1-11 唐宣宗九代十一室圖

相爲後昭爲父道穆爲子道昭穆同班不合異位
晉武帝廟有七主六代至元帝明帝廟皆十室自
後雖遷故祔新大抵以七代爲准而不限室數今
若以迭毀爲制則當上不及高曾未盡之親下有
忍臣子恩義之道今備討古今參校經史上請復
代宗神主於太廟以存高曾之親下以敬宗文宗
武宗同爲一代於太廟東間添置兩室定爲九代
十一室之制從之初敬宗崩祧肅宗文宗崩祧代
宗及武宗崩禮官始覺其非而有此議
秦蕙田曰古者七廟兄弟同廟而異室後世一廟
兄弟異室而同昭穆所謂禮以義起九代十一室
不得非之者也

(一) 至元帝明帝。「至」は、『旧唐書』
卷二五礼儀五による。原文この字なし。
(二) 不及、「及」虫損。『旧唐書』卷
二五礼儀五により補う。
(三) 上請、「上」は『旧唐書』卷二五
礼儀五による。原文この字なし。

(四) 東間、原文「東邊」に作る。『旧唐書』卷二五礼儀五による。
(五) 定爲、「定」は『旧唐書』卷二五礼儀五による。原文この字なし。
(六) 十一室之制、「之制」は『旧唐書』卷二五礼儀五による。原文
この字なし。

武宗崩するや、皇太叔宣宗立つ。礼儀使奏すらく「武宗昭肅皇帝祔廟し
たれば、并せて合に祧遷すべし。伏して以うに、兄弟相い後と爲らず、
昭は父が道爲り、穆は子が道爲り、昭穆は班を同じくし合に位を異にす
べからず。晋の武帝廟に七主六代有り、元帝・明帝に至り廟に皆な十室

あり、自後、故きを遷し新しきを耐し大抵七代を以て准と爲すと雖ども、
而れども室数を限らず。今若し迭毀を以て制と爲せば、則ち上に當りて
は、高曾未だ尽きざるの親に及ばず、下に臣子恩義の道を忍ぶこと有り。
今備に古今を討め、經史を參校し、上請すらくは代宗の神主を太廟に於
て復し以て高曾の親を存ち、下にて敬宗・文宗・武宗を以て同に一代と
爲し太廟の東間に於て兩室を添置し、定めて九代十一室の制を爲さんこ
とを」と。之に従う。初め敬宗崩するや、肅宗を祧し、文宗崩するや、
代宗を祧し、武宗崩するに及び、礼官始めて其の非を覚り、而ち此の議
有り。

秦蕙田曰く「古は七廟、兄弟廟を同うして室を異にす。後世の一廟、兄
弟室を異にして昭穆を同うす。所謂、礼は義を以て起る。九代十一室は、
之を非とするを得ざる者なり」と。

第六節 唐宣宗九代十一室図

唐朝でも、同堂異室としており、やがて九廟となり室も増設された。
第一六代宣宗の前に敬宗・文宗・武宗の三兄弟が連続して即位した後がい
ないので、生年がほぼ同じ叔父に帝位が回ってきたのであるが、先代を
一世代とすると、皇帝ごとに室で分けるとしても、代宗・徳宗・順宗は
祧廟ということになるから、新帝は父の憲宗までしか祀れなくなつてし
まう。会昌六年（八四六）五月、これが問題視され、高祖父代宗の神主
が再び戻され、九世十一室の宗廟となった。【唐宣宗九代十一室図】は、
それを示しており（図11）、「御廟之図」で引用される秦蕙田の言説は、
これを妥当なものと評するものである。

この東晋と唐代の廟議廟制について、「御廟之図」では、帝王の兄弟
が君主として追尊されたり連続して即位した場合でも、同一世代は昭穆
が同じで一世として扱う故事として位置づけているといえよう。宣宗の

事例を琉球に敷衍すると、尚灝王は尚成王の叔父なので、尚成王にとつて高祖父の尚敬王より上の尚貞王まで祀れることになったはずである。

東晋では、元帝の子会稽王昱が即位すると予章府君と潁川府君を戻した。この前例は会昌六年における礼官の上奏でも援用されているが、久米村の学識者も引用する『文献通考』（宋末元初の編纂）では、このことを先帝（甥）を尊卑関係で扱ひ君臣の義と宗廟の厳格性を軽んじたとして当の簡文帝を批判する。元帝が恵・懷・愍三帝を太廟から移さなかつたことと対称的である。第五節で示した「御廟之図」の文では、元帝の先君で甥の愍帝を元帝の下におくべしというところまでの引用であつたが、実際には温嶠は廟室に並列させることを求めていた。琉球の廟議が決断を要したのは、尚泰の王代のこと、尚泰王の高祖父尚穆王の進退が問題となり、いったん太廟から移された神主を戻すことのは非が問われたが、それができることの根拠として、唐代の故事が援用されている。

同一世代（昭穆同班）の兄弟間で君主の位を継承する時、先の方に嗣子がない場合がほとんどであろうが（無後之主）、だからといって先の世代を継承した者を一人だけとみなしてしまつと（兄弟既不相為後）、先君の神主を太廟に奉安できない事態が生じる。一時、賀循が是としていたことであり、唐でも九廟になるまでは玄宗の伯父の太宗が別廟で祀られていた。会昌六年の上奏では、文宗・武宗を太廟祭祀の対象から除外しないことも提起されていた。近世琉球では、兄弟間の継承は尚賢・尚質が該当するが、崇元寺先王廟では同じ西側（穆）に奉安されていた。また、尚温王の弟尚灝が即位したが、その前に甥の幼君尚成が君主であつたから、兄弟間での継承ではなく、夭折した尚成を王統と宗廟に先君として位置づける必要があり、これが廟議の遠因となつた。この廟議では、それぞれ王位についた兄弟の昭穆を同一とするか別とするのか

が大きな論点となつた。

【兄弟同昭穆論】

從秦氏五禮通考抄出

蔡氏德晉曰（天子諸侯）廟祧昭穆之制天子始受命諸侯始封之君爲太祖不在昭穆之數其子爲昭之始孫爲穆之始以後穆生昭昭生穆相間而下至於無窮太祖之廟百世不毀昭穆之廟謂之親廟親盡而迭毀凡廟必建於宮之左中門之外（總度立廟之地而）環之以墻其南爲門謂之都宮都宮之内乃建群廟每一廟爲三室皆南向一爲門塾（土冠禮筮於廟門是也）一爲廟以奉神主（而祭祀焉）一爲寢以藏衣冠（祭祀畢則燕飲於此小雅樂具入奏是也）三屋總周之以墻爲一廟（天子七廟太祖居中）坐北而向南（三昭居左三穆居右皆下於太祖、以次而出向南）廟必有主藏於本廟室中皆居輿而東向及祫祭（於）太廟惟太祖東向（居尊）群昭（皆列坐於北面）南向群穆（皆列坐於南面）北向皆自西而東以近至尊者爲上也南向者取其向明故謂之昭北向取其深遠故謂之穆昭穆所以別世次而名義必取於祫祭之位者祫祭則祖考子孫咸在死者以世次爲坐位生者以世次爲立位秩然不紊而名分可因以正也（中略）凡死者卒哭而祔祭於祖（祔祭者將代居其廟故爲之祭以告新舊之神也）既祭復反於寢練而毀廟毀廟者（穀梁傳云）易檐可也改塗可也以示將納新主而有所加非盡撤去而更造之也（始死者昭則群昭之廟皆毀始死者穆則群穆之廟皆所毀）三年喪畢而後祔廟祔則群昭皆動而穆不移祔穆則群穆皆移而昭不動何氏洵直所謂昭常爲昭穆常爲穆（居昭位者不可遷於穆行居穆行者不可入於昭位）是也然昭穆初建之位二世昭三世穆則左尊而右卑至八世升祔於昭而祧其第二世於是四世昭而三世穆則左反卑而右反尊者朱子謂宗廟之制得以左右爲昭穆不以昭穆爲尊卑蓋諸廟各有門垣足以各全其尊故也（況禮之尚左尚右何常父居昭而子居穆則以東爲上父居穆而子居昭則以西爲上固無不可也）特是父死子繼昭穆之廟得其常

如兄終弟及或以兄繼弟以叔繼姪則昭穆之廟際其變考之商書云七世之廟而禮天子七廟三昭三穆與太祖之廟而七則每一世而一廟明矣故父子異昭穆而各爲一世兄弟同昭穆而竝爲一世各爲一世則祔於祖而各居一廟竝爲一世即祔於其兄同居一廟（而異其室）蓋禮祔必以其昭穆故孫祔於祖子不祔於父弟可祔於兄士虞禮所謂以其班祔也孫祔於祖則有祔必有遷有遷必有祔而同班之廟皆毀弟祔於兄則有祔而無所遷無所祔但毀其兄廟之室竝爲二室兄居第一室弟居第二室（耳）如三人祔則竝爲三室一居中二居左三居右四人祔則竝爲四室（一居中之左二居中之右三居左四居右）五人祔則竝爲五室（一居中二居中之左三居中之右四居左五居右）古者廟室皆有五故五人竝祔而不嫌多也^④

如弟先立而兄繼之亦同祔一廟而二室但弟當居第一室兄當居第二室其禘祭之位則弟與兄同班而兄必位於弟之下兄弟之序不先君臣故也如姪先立而叔繼之則叔當祔於姪之父廟而異其室然不嫌躋於姪之上者同昭穆則有嫌異昭穆則無嫌也至禘祭於太廟則叔必與姪之子同班叔姪之序亦不先君臣故也兄弟既同廟異室故祔則竝遷則竝遷祧則同祧是以昭穆不紊而廟數有常也此從孔疏之說左傳文公二年孔疏云若兄弟相代即異昭穆設令兄弟四人皆立爲君則祖父之廟即已從毀知其理必不然張氏推而^⑤之曲嚮旁通殆無剩義矣第是說也可行於古而不可行於今蓋古者父子異昭穆故以叔繼姪而祔於姪之父廟無嫌也若漢唐以後同廟異室則叔躋姪上^⑥不^⑦逆祀之譏矣觀禘祭太廟叔必與姪之子^⑧一語則凡同廟異室與夫同廟而不異室者其禮可想而知也

〔士虞禮、儀禮篇名如祧昭班則群昭皆動故昭班諸^⑨□皆修理也〕

〔曲嚮、曲折暢達言詳明也〕

〔同廟異室、漢唐宋以上之制〕

〔同廟而不異室、元明以下及貴國之制〕

（一） 其南爲門、原文は「其門在南」に作る。『五礼通考』卷五九による。

（二） 易檐可也改塗可也、原文は「易檐改塗」に作る。『春秋穀梁伝』

文公二年による。

（三） 蓋諸廟、「蓋」虫損、『五礼通考』卷五九により補う。

（四） 其變考之、「考」虫損、『五礼通考』卷五九により補う。

（五） 不嫌多也、「嫌」虫損、『五礼通考』卷五九により補う。

（六） 叔繼之則、「之」虫損、『五礼通考』卷五九により補う。

兄弟同昭穆論

秦氏『五礼通考』従り抄出す。

蔡氏德普曰く「天子諸侯 廟祧昭穆の制、天子始めて命を受け、諸侯始めて之に封ぜらるるの君は太祖爲り、昭穆の数に在らず。其の子は昭の始めと爲り、孫は穆の始めと爲り、以後、穆は昭を生み、昭は穆を生み、相い間わり而下無窮に至る。太祖の廟は百世毀たず、昭穆の廟は之を親廟と謂い、親尽くれば而ち迭いに毀つ。凡そ廟は必ず宮の左中門の外に建て、（立廟の地を総度し而ち）之を環らすに牆を以てし、其の南のかたに門を爲して之を都宮と謂う。都宮の内には、乃ち群廟を建つ。一廟毎に三屋を爲し、皆南向す。一に門塾と爲し（土冠礼の廟門に於て筮うが是なり）、一に廟を爲し以て神主を奉る（而うして焉に祭祀す）、一に寢を爲し以て衣冠を蔵す、（祭祀畢れば則ち此に於て燕飲す。小雅樂具して入奏するが是なり）三屋総て之を周らすに牆を以てし一廟を爲す、（天子七廟、太祖中に居り）北に坐し而ち南に向う。（三昭は左に居り三穆は右に居り皆な太祖より下、以次而ち出でて南に向う）廟は必ず主有り本廟室中に於て蔵め、皆な奥に居り而ち東向す。

太廟に（於て）禘祭するに及び惟だ太祖のみ東向し（尊に居る）、群昭は（皆な北に於て列坐し而ち）南向し、群穆（は皆な南に於て列坐し而ち）北向し皆な西より而ち東し、至尊に近き者を以て上と爲すなり、南向きは其の明に向うを取り、故に之を昭と謂い、北向きは其の深遠なるを取り、故に之を穆と謂う。昭穆の以て世次を別つ所にして、而ち名義必ず禘祭

の位より取るは、禘祭は則ち祖考子孫みな成な死に在る者は世次を以て坐位と為し、生者は世次を以て立位と為し、秩然として紊みだれず而うして名分因り以て正さる可きなればなり。(…中略…)

凡そ死者は卒哭して祖に於て耐祭す(耐祭とは將に其の廟に代居せんとする故に之が祭を為し以て新旧の神に告ぐなり)、既に祭れば寝練に於て復反し而ち廟を毀こぼつ。廟を毀つとは(穀梁伝に云うるに)檐を易うるは可にして改塗するは可なり。以て將に新主を納めんとして而ち加う有り、尽く撤去するに非ず而れども之を更造するを示すなり。(始めて死者る者昭なれば則ち群昭の廟皆な毀つ。始めて死者る者穆なれば則ち群穆の廟皆な毀つ)三年の喪畢り而うして後に廟に耐し、昭に耐せば則ち群昭皆な動き而れども穆は移らず、穆に耐せば則ち群穆は皆な移りて而れども昭は動かす。何氏洵直の謂う所の昭は常に昭為り、穆は常に穆為るが(昭の位に居る者は穆行に於て遷る可からず、穆行に居る者は昭の位に於て入る可からざるが)是れなり、然らば昭穆初めて建つるの位二世は昭、三世は穆なれば則ち左尊く而うして右卑し。八世に至り昭に於て升耐すれば而ち其の二世を祧す、是に於て四世は昭而うして三世は穆なれば則ち左は反て卑く、而うして右は反て尊者なり。

朱子謂えらく、宗廟の制、左右を以て昭穆と為すを得るも、昭穆を以て尊卑を為さず、と。蓋し諸廟各々の門垣有り各おのを以て其の尊を全うするに足る故なり(況んや礼の左を尚び右を尚べば何ぞ常ならん。父は昭に居りて子穆に居れば、則ち東を以て上と為し、父穆に居りて子昭に居れば、則ち西を以て上と為すは、固より可ならざる無きなり)特だ是れ父死し子継げば昭穆の廟其の常を得たり。

如し兄終り弟及び或いは兄を以て弟を継ぎ、叔を以て姪を継げば、則ち昭穆の廟は其の変に際あう。之を考うるに商書云く、七世の廟、而うして礼あり、天子七廟とは、三昭三穆あり太祖の廟と与にして七なれば、則

ち一世毎に而ち一廟なるは明らかなり。故に父子昭穆を異にして而うして各おの一世為り。兄弟は昭穆を同じくして而うして並びに一世と為し各おの一世為れば則ち祖に於て耐し而うして各おの一廟に居り並びて一世為れば即ち其の兄に於て耐し一廟に同居す(而うして其の室を異にす)蓋し礼は耐するに必ず其の昭穆を以てす。故に孫は祖に於て耐し、子は父に於て耐さず。弟は兄に於て耐す可し。士虞礼の謂う所の其の班を以て耐すなり。孫は祖に於て耐せば則ち耐す有り、必ず遷有り、遷有れば、必ず祧有り、而うして同班の廟は皆な毀つ。弟は兄に於て耐せば則ち耐す有り、而うして遷す所無く祧す所無く、但だ其の兄の廟の室を毀ち並びに二室を為し、兄は第一室に居り弟は第二室に居り、如し三人にして耐せば則ち並びに三室を為し一は中に居り二は左に居り三は右に居り、四人にして耐せば則ち並びに四室を為す(一は中の左に居り二は中の右に居り三は左に居り四は右に居る)五人にして耐せば則ち並びに五室を為す(一は中に居り二は中の左に居り三は中の右に居り四は左に居り五は右に居る)古は廟室皆な五有り故に五人並耐し而れども嫌い多からざるなり。

如し弟先に立ちて兄之を継ぐも亦た同じく一廟に耐し而うして二室あり、但だ弟は当に第一室に居るべく兄は当に第二室に居るべし。其の禘祭の位は則ち弟は兄と与に班を同じくし、而うして兄必ず弟の下に於て位す。兄弟の序、君臣を先にせざるが故なり。如し姪先に立ちて叔之を継げば、則ち叔は当に姪の父廟に於て耐すべく而うして其の室を異にす、然れば姪の上に於て躋のぼす嫌わざる者なり、昭穆を同じくすれば則ち嫌い有り、昭穆を異にすれば則ち嫌い無きなり。禘祭に至りて太廟に於ては、則ち叔は必ず姪の子と与に班を同じくす。叔姪の序も亦た君臣より先にせざる故なり。兄弟既に廟を同じくし室を異にす。故に耐せば則ち並びに耐し、遷せば則ち並びに遷し、祧せば則ち共に祧す。是れを以

て昭穆は紊れず而うして廟数に常有るなり」と。

此れ孔疏の説に従う。左伝文公二年の孔疏に云く、若し兄弟相い代れば即ち昭穆を異にし、設令ひ兄弟四人皆な立ちて君と為れども、則ち祖父の廟は即ち已に毀つに従う、其の理必ずしも然らざるを知る、と。張氏推して之を広げ曲鬯旁通し殆んど剩義無し。第だ是れは説なれば、古に於て行うべし、而れども今に於て行う可からず。蓋し古は父子昭穆を異にし、故に叔姪を繼ぐを以て而ち姪の父廟に於て耐すも嫌無きなり。漢唐以後の若きは、同廟異室にして、則ち叔をば姪の上に躋せば逆祀の譏りを免がれず。太廟に禘祭するを觀れば、叔必ず姪の子と班を同じくするの一語は、則ち凡そ同廟にして室を異にすると夫の同廟なれども室を異にせざる者とは、其の礼想いて而ち知る可きなり。

〔土虞礼、儀礼〕篇名。如し昭班を祧せば則ち群昭皆な動く。故に昭班の諸廟皆な修理するなり。

〔曲鬯、曲折にして暢達す。言詳明なり〕

〔同廟異室、漢唐宋以上の制なり〕

〔同堂不異室、元明以下及び貴国の制なり〕

(一) 『儀礼』土虞礼第一「土冠礼筮於廟門」。

(二) 卒哭而耐祭於祖、『周礼』卷二五春官宗伯下、賈公彥(疏)「謂

虞卒哭後耐祭於祖廟」

(三) 『春秋穀梁伝』文公二年二月丁丑「壞廟之道易檐可也改塗可也」

(范寧集解)「礼親過高祖則毀其廟以次而遷、將納新神故示有所加」。

(四) 『宋史』卷一〇九、礼志九、宗廟之制。

(五) 趣旨は「孔繼汾の昭穆論(仮題)」書き下し注(二)参照。

(六) 『尚書』咸有一徳「嗚呼、七世之廟、可以觀徳、万夫之長、可

以觀徳」。

(七) 『儀礼』土虞礼第一四「明日以其班耐」賈公彥(疏)「孫与祖昭

穆同」。

(八) 『春秋左氏伝』文公二年「八月丁卯大事于大廟躋僖公」孔穎達(疏)「其兄弟相代則昭穆同班、近拋春秋以來、惠公与莊公当同南面西上、隱・桓與閔・僖亦同北面西上、僖是閔之庶兄繼閔而立、昭穆雖同、位次閔下、今升在閔上、故書而譏之」。

(九) 『春秋左氏伝』文公二年「秋八月丁卯、大事于大廟躋僖公逆祀」唐・孔穎達(疏)「若兄弟相先即異昭穆、設令兄弟四人皆立為君、則祖父之廟即已從毀、知其理必不然、故先儒無作此説」。

(一〇) 張氏、『五礼通考』卷五九における秦蕙田の評語では、蔡德晋が万斯大、万斯大が「張子の説」に依拠していると指摘している。南宋の張栻(横渠先生)を指していると思われるが不詳。

(一一) 叔必与姪之子同班、蔡德晋の言説であるが、典拠不詳。

(一二) 『儀礼』既有礼第四一「卒哭」明日以其班耐」唐・賈公彥(疏)「卒哭祭即云明日以其班耐、故云卒哭之明日祭名云。耐猶属也。昭穆之次而属之者以其孫耐於祖、孫与祖昭穆同、故以孫連属於祖而就祖而祭之也」。

第七節 兄弟同昭穆論

『五礼通考』卷五九における蔡德晋の言説の抜粋により、都城の左側(東方)の廟域に太祖と昭穆の群廟が建立され圍繞されている都宮の廟制を取り上げている。これは第一節部分で図示されたものを敷衍するものといえる。さらに、父子の昭穆が異なり入廟の際に定まった昭穆はその後も変更されることがなく、昭穆のどちらかに最も古い世代の神主があり尊であるとはいっても、世代交替により自ずから移行するので、昭穆そのものが尊卑を表さないという昭常穆常の原則を確認している。ここでは、秦蕙田の評語により総括せず、おそらく「御廟之図」作成者の主張

が述べられている。その意図とは、上記の「都宮」や「昭常穆常」が過去の廟制であつて、「同堂異室」の現状には適さないという認識を踏まえ、祭主によつて変動する世代の尊卑に合致するように祭壇における神主の位置（昭穆）も可変的であるべきことを正当化することである。これは第四節における孔継汾の説に近いといえよう。「同堂異室」においても、兄弟一世代ごとに一世としない、庶民の祭祀にも及ばないおそれがあり、神主ごとに室を設ける必要があるのは、第五、第六節部分で浮き彫りにされたことであるが、ここでは特段言及されておらず、むしろ即位序列が甥が先でオジが後の場合に「逆祀」となる危惧の方を強調している。

この「兄弟同昭穆論」の最後の部分の上欄で、琉球は元・明と同じく「同廟不異室」だと指摘されている。おそらく第三節部分に示す太祖の左右交互に神主を配置する法式に類似するものとして、尚円王を太祖として左右交互に先王と世子（かつ子が即位した者）の神主を祀っていることを踏まえているのだろう。太廟といつても琉球では寺院の一角にある、ささやかな祖先祭祀空間であつて、中国歴代王朝や朝鮮王朝のように、堂内にそれなりの個室を設けることはもとより不可能である。せいぜい、祭壇上の尚円王の左右の位置で世代の尊卑と王位の序列を示すことしかできない。この位置関係を絶対として昭穆に設定すると、祭主と神主との間柄によつて昭穆の呼称が変わるので、左右の位置関係で尊卑の上下を表すことができなくなってしまう。それを避けるためには、新たに神主が入るたびに左右両方で神主を移動させなければならない。そのため、昭穆どちらかに安置して不変の崇元寺先王廟のようにはいかない。神主の昭穆は固定化できないし、先王廟における昭穆と合致しなくなる。しかもオジが甥を継承した場合、世代の上下と即位の先後とが同一でなくなる。それを祭壇上の位置で示すことはさらに困難となる。だる

う。

『春秋左氏伝』文公二年「秋八月丁卯、大事于大廟躋僖公逆祀」は中国や朝鮮の廟議で常に言及されてきた。左伝にはさらに次のようにある。是に於て夏父弗忌宗伯為り。僖公を尊び且つ明を見て曰く「吾れ見るに新鬼は大なり故鬼は小なり。大を先にし小を後にするは順なり。聖賢を躋すは明なり。明・順は礼なり」と。君子以て礼を失すと為す。礼に順ならざる無し、祀りは国の大事なり。而れども之を逆にす。礼と謂う可けんや。子、斉聖なりと雖ども父に先だちては食わざること久しき。故に禹は鯀に先ただず、湯は契に先ただず。文武は不韞に先ただず。宋は帝乙を祖とし、鄭は厲王を祖とし、猶お祖を上ぶ。

魯の宗廟祭祀を取り仕切る宗伯の夏父弗忌は、僖公の靈（新鬼）が先代の閔公のそれ（故鬼）より偉大に「見えた」ので上位にしたのであつて礼に適うといっている。これに対して後の君子は、たとえ子が主君となり、父より偉大になつても父への祭祀を後回しにするものではないので、文公の祭祀が礼に反すると批判しており、孔子は「逆祀」と断じている。

夏父弗忌は僖公（先）が年長で在位も閔公（後）より長く、それを「聖賢」の証としたのである。しかし、君子によれば、僖公は閔公の臣下であつたのであるから、君主になつたからといって年長だからといって、閔公の上位に祀ることがあつてはならない。天子となつた禹と湯が父祖を尊び後代にも倣わせ、文王武王はもとより宋や鄭さえも同様であるという。ここで君子は、魯の文公としては実父僖公よりも僖公の先君閔公の祭祀を重んずるべきであるといっている。左氏伝の「子雖齊聖不先父食」における「子」と「父」の関係は血縁だけでなく、「臣、君を継ぐこと猶お子の父を継ぐがごとし」（孔穎達の疏）というように、東晋におい

る恵帝・懐帝、愍帝と元帝のような即位の序列も意味しなければならぬ。この点について、左伝の注に「僖是れ閔が兄、父子為るを得ず、嘗て臣為れば、位は応に下に在るべきも、閔の上に居らしむ、故に逆祀と曰う」とあり、「正義」では次のように述べており、即位の先後關係が擬制上の父子關係を意味することはない。兄弟は兄弟、叔姪は叔姪であつて、両者の名分は不変なのである。

父子昭穆を異にす。兄弟の昭穆故に同じ。僖・閔は父子為るを得ず、同に穆為るのみ。嘗て閔は僖の上に在りて、今や僖を升せて閔に先だたす、故に逆祀と云う。二公の位次の逆は、昭穆の乱れに非らざるなり。魯語に云く「將に僖公を躋さんとし、宗有司曰く、昭穆に非らざるなり、と。弗忌曰く、我れは宗伯為り、明たる者は昭為り、其の次は穆為り、何ぞ常に之有るか」と。彼の閔・僖昭穆を異にするが似き所の者の如きは、位次の逆、昭穆が乱れの如し。昭穆を仮り以て之を言う。昭穆を異にするを謂うに非ざるなり。

それでも、君臣關係の秩序の根本として、即位の序列があべこべになつてはならない。その警句として「昭穆の乱れ」が云々されるのである。この君臣の義と昭穆の序との関連づけによつては、兄弟を同一世代とするか別とするか判断基準が決定的に分かれることになる。宋と明では起こらなかつた事態であるが、叔父が甥を継いだ場合、叔父の神主が甥の上位に位置し即位の序列を乱すことが問題視されているようである。禘祭において、叔父の神主が甥の子の神主と同じ側に位置するべきと主張する理由は、世代（昭穆）が異なるので甥の側に立てないし、即位の序列が甥より後だからである。この前提が次の「兄弟異昭穆論」に展開し、琉球王朝末期における廟制提言につながる。この部分については、続稿にて扱う。

(1) 孔繼汾(字体儀、号は止堂あるいは詩礼堂)の本貫は曲阜。著作『闕里文獻考』一〇〇巻が『清史稿』芸文志に著録されている。孔家は清代において世家(衍聖公)として世襲の封を受けており、曲阜には族人と資産を管理する政庁(孔府)が存在した。

(2) 蔡德晋(字仁錫)は、『礼儀本義』全一七巻の著者。江蘇省無錫県の出身で雍正丙午(一七二六)の挙人。明末清初の万斯大(字充宗)の学問を継承しつつ、宋明の所説を相互に検証し、より緻密な検討を行っているという。『四庫全書総目提要』巻二〇を参照。

(3) 本紙三二丁(袋綴)、寸法は縦二六四mm×横一七八mm。もとの表紙が和紙で綴じられており、洋紙の題目が折り込まれている。料紙について一言すると、王府で多用された楮紙であり、地合いが良くないので琉球抄造であると推測される。原本ではなく写しかもしれない。

(4) 徐乾学『說礼通攷』全一一〇巻、秦蕙田『五礼通考』全二六二巻、四庫全書本を参照。『四庫全書総目提要』巻二〇、同巻二二によると、徐乾学は江蘇省崑山県の出身で康熙庚戌(一六七〇)年の進士で最終官職は刑部尚書。二伝是楼における多大な蔵書と多くの学者の協力もあつて完成した。その影響のもとで秦蕙田の『五礼通考』が成立しているという。秦蕙田は金匱県(現在の無錫市)出身で乾隆丙辰(一七三六)の進士。

(5) 『御纂朱子全集』全六六巻は、康熙五二年(一七一三)の奉勅撰。『四庫全書総目提要』巻九四子部儒家類三によると、朱熹の所説は語録や文集などの形でも伝えられているが、後世の潤色や改竄などが加わっていることがあり、朱子の言説の体系的で確実な整理を行ったというのが本書である。

(6) 『皇清経世文編』は、賀長齡(輯)『皇朝経世文編』全一一〇巻、葛士濬(輯)『皇朝経世文統編』全二二〇巻、陳忠倚(輯)『皇朝経世文三編』などを指していると思われる(近代中国史料叢刊正編に収録)。

- (7) 円覚寺の平面図については、拙稿「近世琉球の先王廟と宗廟における昭穆觀念」(『琉球大学教育学部紀要』九一集、二〇一七年九月)、【図3】を参照。
- (8) 禘祫と総称されるが、禘祭は行われなくなり祫祭に集約されていた。拙稿「唐宋太廟祭祀の変容―禘祭と祫祭」(『琉球大学教育学部紀要』九六集、二〇二〇年二月)。
- (9) 『文献通考』卷九四宗廟考四の卷末における馬端臨の按語。
- (10) 金子修一『古代中国と皇帝祭祀』(汲古書院、二〇〇一年)、一〇八―一〇九頁参照。
- (11) 『文献通考』卷九一宗廟考「朱子論古今廟制曰」を参照。
- (12) 『朱文公文集』卷一五「祫廟議狀 本朝太廟制」。
- (13) 「今日朝廷寄寓於此、理固未及此、故熹今擬定姑就權宜、若異時恢復、還反旧都、能復先王之旧、則左昭右穆、各得其所」(『朱文公文集』卷一五「祫廟議狀 本朝太廟制」)。
- (14) 以下、元代の記述は、『元史』卷七四、祭祀三、宗廟上を参照。
- (15) 以下、明代の記述は、『明史』卷五一、礼志五(宗廟、禘祫、時亨)を参照。
- (16) 『宋史』卷一〇九、礼志九、宗廟之制。
- (17) 『朱文公文集』卷六九「禘祫議」。
- (18) この点については、注(7)前掲拙稿の【図5】と拙稿「琉球王朝末期の廟議―寝廟と太廟の神主配置」(『沖縄文化研究』四七、二〇二〇年三月)、一八九頁を参照。
- (19) 『晋書』卷一九、礼志上。晋の系図については、拙稿「北宋の廟議―宗廟における神主配置」(『琉球大学教育学部紀要』九四集、二〇一九年三月)の【系図3】を参照。
- (20) 『通典』卷五一「兄弟不合繼位昭穆議(東晋)」。
- (21) 『晋書』卷六八、賀循伝。
- (22) 『晋書』卷一九、礼志上。

- (23) 『晋書』卷一九、礼志上。
- (24) 「又若以一帝為一世、則不祭禴、反不及庶人」(『晋書』卷一九、礼志上)、「如此四代之親尽、無復祖禴之神矣」(『通典』卷五一「兄弟不合繼位昭穆議(東晋)」)。
- (25) 『通典』卷五一「兄弟不合繼位昭穆議(大唐)」。注(19)前掲拙稿五二頁を参照。
- (26) 唐の系図については、注(19)前掲拙稿【系図4】を参照。
- (27) 『旧唐書』卷二五、礼儀五。
- (28) 『晋書』卷一九、礼志上。
- (29) 『旧唐書』卷二五、礼儀五。
- (30) 注(18)前掲拙稿(二〇二〇年)、一七九頁を参照。
- (31) 「至於晋元帝以琅邪王而事惠・懷・愍、以会稽王而事成帝以下諸君、君臣之義非一日矣。一旦入繼大統、即以漢世祖為比、遽欲自尊、而於其所嘗事之君於行為任者、即擯之而不親祀、此何礼邪。況又取已祧之遠祖復入廟還昭穆之位、即以嚴事宗廟者、不幾有同兒戲乎」(『文献通考』卷九二宗廟考二、馬端臨の按語)。
- (32) 注(18)前掲拙稿(二〇二〇年)、一五七頁を参照。
- (33) 『旧唐書』卷二五、礼儀五。
- (34) 『旧唐書』卷二五、礼儀五。
- (35) 注(7)前掲拙稿【図2】参照。
- (36) 『国語』魯語上第四。

〔付記〕本稿はJSPS科研費(P16K03021)の助成による研究結果の一部である。